

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	防災局 消防保安課
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約者名	特定非営利活動法人医師につながる救急医療相談
契約名	救急安心センターやまなし（＃7119）事業運営業務委託
契約金額 （税込み）	14,072,000 円
随意契約理由	救急安心センターやまなし（＃7119）事業は、急な病気やけがで救急車を呼ぶべきか、様子を見るべきかなど判断に迷った時に相談に応じる電話相談事業である。 24 時間 365 日相談に応じ、利用者が最も必要とするコアタイムの平日 17：30～21：00 は、直接医師につながる時間帯とし、質の高いサービスにつなげている。 直接医師につながる時間帯の実現には、上記コアタイムに医療相談に従事する医師を確保できること、その医師が県内医療機関の事業等に精通している必要がある。 「特定非営利活動法人医師につながる救急医療相談」は、県内二次救急医療の逼迫等に対する「プレホスピタル」の重要性を踏まえ、R2.11 から都留市立病院の当直医師有志による相談業務実施を経て、受療行動の助言という新たな選択肢が早期受診等の受診適正化につながったことから令和 3 年に設立された団体であり、＃7119 事業開始からコアタイムの相談業務を受託。 コアタイムにて複数医師による相談業務は全国的にも前例がなく、人口規模が大規模ではなく、医師不足も課題である本県で、上記契約予定者団体以外の団体はない（類似団体の存在や設立に関する情報はなく、県や地域医師会では対応できない）。 以上のことから、特定非営利活動法人医師につながる救急医療相談が本事業を適切かつ確実に行うことのできる唯一の団体であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とする。
随意契約の適用 条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号